

大和町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、自動車関連及び半導体関連の大企業の進出により平成18年以降人口が増加している状況にある。しかしながら有効求人倍率（仙台公共職業安定所大和出張所管内）については、平成29年12月～平成30年3月まで4カ月連続で2を超えており、ほぼ全産業において慢性的な人手不足で、本町の企業のうち、特に中小企業においては採用が困難な状況が続いている。

産業は、古くから水稲短型の農業が産業の中心であり、昭和49年の宮城県「仙台北部中核都市構想」以降は農業と工業併進のまちづくりを進め町内の工業団地には多くの企業が立地している。また、当町は東西に約32kmありその他の地域にも多くの中小企業者が立地している状況となっている。

そのような中、半導体関連、自動車関連以外も含めた全産業において、足腰の強い中小企業者等の育成が必要であり、製造業のみならず非製造業（サービス業等）の育成・振興も急務となっており、雇用の安定確保及び経営の安定化を図る必要がある。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、仙台北部地域の中核都市としてさらに経済発展していくことで、特に半導体関連産業、自動車関連産業等を中心に幅広い業種の底上げを図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

目標に掲げた3つの産業を中心に、多様な産業が大和町の経済、雇用を支えている。町内の多様な産業を育成・振興し、雇用の安定確保及び経営の安定化を図るためには、事業者の生産性向上の実現が必要となる。

よって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第

1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町は東西に約 3.2 km あり、町内全域にわたり企業が立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は工業団地に限定せず、町内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

工業統計調査（経済センサス）による本町の製造品出荷額は、生産用機械製造業、電気機械製造業、輸送用機械製造業で約 8 割を占めており、産業分類的には大半が半導体関連産業と自動車関連産業に分類される。このように一部産業に偏っている状況が見受けられるが、それ以外の産業も含めた全産業を育成・振興することにより、本町全体の多種多様な産業の雇用の安定確保などが図られる。

以上のことから対象業種としては、生産用機械製造業、電気機械製造業、輸送用機械製造業以外の産業の底上げと、更なる振興を図るため、全産業を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など多様である。したがって、本計画においては、先端設備等導入により労働生産性の年率 3 % 以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は国が同意した日から 3 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるもの及び町税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。